

「今城塚古代歴史館 ミュージアムショップ物販業務」に係る出店事業者 募集要項

1 募集の趣旨

高槻市立歴史館条例（平成 14 年高槻市条例第 57 号。（以下「歴史館条例」という。）第 1 条の規定により設置された高槻市立今城塚古代歴史館（以下「歴史館」という。）内の「今城塚古代歴史館 ミュージアムショップ」（以下「ミュージアムショップ」という。）における、物販に関する業務の運営を行う事業者（以下、出店者）を公募するものです。

2 公募を行う目的

高槻市では、市内に数多く所在する歴史遺産を活かしたまちづくりを推進し、「歴史のまち 高槻」を全国に情報発信しています。その中核をなす史跡今城塚古墳に隣接した今城塚古代歴史館は、平成 23 年 4 月の開設以来、歴史遺産のネットワーク拠点として多くの来館者が訪れる施設であり、その館内には来館記念品や土産物等の購入の場を提供することができる物販スペースを設けていますが、現在は物販は行わず観光情報コーナーや休憩スペースとして利用しています。

今回の募集では、来館者の利便性や満足度向上を目的として、この物販スペースを再活用するため、優れた企画経営力、販売力及びノウハウ等を有する者を選定します。

3 事業の概要

（１）業務名 今城塚古代歴史館 ミュージアムショップ物販業務

（２）期間 令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※事業期間は、ショップの設置・撤去等に要する期間を含み、令和 13 年 3 月 31 日までを予定していますが、期間中の行政財産の使用許可を保証するものではありません。

(3) 実施内容

①施設の全体概要（表1）

名	称	高槻市立今城塚古代歴史館
所	在 地	高槻市郡家新町 48 番 8 号
建物の概要	構造・規模	鉄骨 R C 造（一部を除く。） 2 階建て
	敷地面積	5,604 m ²
	建築面積	2,783 m ²
	延床面積	3,927 m ²
	附帯施設	別途、敷地内に駐車場、自転車置場などあり
開 館 時 間		〔休館日を除く全日〕 9 時～17 時
休 館 日		・ 毎週月曜日（祝日の場合は翌平日） ・ 年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日） ・ 別途館が定める日（特別休館日：施設改修など）

②ミュージアムショップの概要（表2）

項 目		説 明
施設について	場 所	1 階 ミュージアムショップ 内（別添図面参照）
	面 積	ミュージアムショップ 100 m ² のうちの 30 m ² まで
	駐 車 場	有 今城塚古代歴史館との一体的利用
	駐 輪 場	有 今城塚古代歴史館との一体的利用
	禁 煙	施設内禁煙
	そ の 他	・ 休憩スペースあり（他団体との共同利用） 【参考】（いずれも令和7年度実績） ・ 今城塚古代歴史館の来場者数 年間約 5.1 万人 ・ 隣接する史跡公園の利用者数 年間約 27 万人
設備について	設 備	内線電話・照明・冷暖房が使用可能
	備 品	陳列台等什器・レジは協議のうえ出店者で用意 ※設置にかかる費用は出店者負担
	サ イ ン	・ ミュージアムショップのサイン等は館内サインと整合性を保つもの ・ ミュージアムショップの名称変更等は事前に歴史館と協議すること
	内装工事	原則、出店者による改修及び造作は不可。 ※協議により認める場合もありますのでご相談ください。

行政財産の使用について	使用期間	令和8年11月1日から令和13年3月31日まで。 （行政財産使用許可については、1年ごとに申請して許可を受けるものとします。ただし、事業期間はショップの設置・撤去等に要する期間を含み、令和13年3月31日までの間とします。）
	使用料	高槻市行政財産使用料条例、高槻市公有財産規則により 月額1,609円/m ² ※年度ごとに1年度分一括前払
営業について	営業内容	高槻の歴史・文化や自然などの地域資源を活用したグッズや土産物等の企画・調達・販売
	休業日	原則、施設の休館日。
	営業時間	展示エリア（常設展示室、企画展示室）の開館時間を営業時間とする
	販売物	・歴史館に関連した商品及び製品等 ・高槻の特産品、土産品として本市の知名度向上に資するもの ・飲料（自動販売機の設置は不可） など
	その他	想定される商品については、事業計画書（様式2）で示してください。 歴史館のグッズ等の販売する場合は、別途高槻市歴史文化財室と販売委託契約を締結する必要があります。 調理を伴う商品は扱うことができません。

※開業後の商品の企画・開発及び運営については、ミュージアムショップの目的をふまえたものとし、随時、歴史館と協議してください。

※使用料は、1年度分を一括して高槻市の発行する納入通知書により納入してください。

※歴史館が所有するロゴを使用する場合は、事前に歴史館と協議をお願いします。

③経費の負担区分（表 3）

区 分	市	出店者
従業員人件費		○
原材料		○
ショップ運営に係る経費（包装紙等消耗品・備品等）		○
清掃（床の日常清掃、定期清掃）	○	
ネット料金（工事費、プロバイダー等）		○
大型備品（冷蔵庫等）の使用にかかる電気料金		○
各種保険料（火災保険、施設賠償責任保険等）	○	△※ 1
営業許可にかかる費用※ 2		○

※ 1 営業にかかる損害保険が必要な場合は出店者負担。

※ 2 許可証の写しを提出していただきます。

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- （１）公共施設内において経営を行うにふさわしい信用、能力等を有すると認められる法人もしくは団体であること。
- （２）大阪府内に本社、本店、又は事業所（以下「事業所等」という。）を置く法人もしくは団体であること（個人での応募はできません）。
- （３）国税及び大阪府内に所在する事業所等において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- （４）高槻市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- （５）地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- （６）法人及びその役員が「高槻市暴力団排除条例」第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

5 その他留意事項

- （１）運営については、市と協力・連携し、利用を促進するよう努めること。
- （２）行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡したり担保に供することはできません。
- （３）営業による損失等については、市は一切の責任を負いません。
- （４）営業に関し、許認可等を必要とする場合、出店者の責任において取得すること。
- （５）運営にあたり、労働基本法、会計法規、条例、規則その他の関係法令を遵守すること。
- （６）施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、汚損、故障、減耗等生じた場合は、出店者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他出店者の責によらない事由による場合は、別途協議を行う。
- （７）次の場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。
 - ①従業員が施設の施設利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる場合。
 - ②事故、火災その他の人的物的被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
 - ③施設利用者からの苦情その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。

- (8) 運営状況を確認するため、毎年度終了後30日以内又は市の求めに応じて収支報告書を提出すること。
- (9) 退去する際は、出店者の責任において原状に回復すること。
- (10) 上記の留意事項のほか、行政財産使用許可条件に反したとき等、使用期間中であっても許可を取り消すことがあります。
- (11) 本要項に定めのないものは、協議の上、取り決めます。

6 提出を求める応募書類及び提出部数

- (1) から(8)について、2部(正本1部、副本1部)提出してください。

- (1) 「今城塚古代歴史館 ミュージアムショップ物販業務」申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 収支計画書(様式3)
- (4) 定款又は寄付行為の写し(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し)
- (5) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(発行日から3ヵ月以内もの)
- (6) 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書(発行日から3ヵ月以内もの)
- (7) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(発行日から3ヵ月以内もの)
- (8) 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類(役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載すること。)

7 応募書類の提出期限及び提出先

- (1) 提出期間
令和8年9月15日(火)～令和8年10月7日(水)
- (2) 提出期限
令和8年10月7日(水)午後5時(必着)
- (3) 提出場所
〒569-1136 大阪府高槻市郡家新町48番8号
高槻市歴史にぎわい部歴史文化財室 今城塚古代歴史館
- (4) 提出方法
上記提出場所に持参又は郵送(電子メール又はファクスでの提出は不可)
- (5) 受理の確認
応募書類を郵送で提出する場合は、提出期限までに今城塚古代歴史館
(電話: 072-682-0820) に書類受理の確認をしてください。

8 出店者の候補者の選定

(1) 選定方法

応募があった法人等のうちから、出店者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。なお、選定に当たっては、『『今城塚古代歴史館ミュージアムショップ物販業務』に係る出店事業者選定委員会』が、次に示す選定基準に基づき審査し、最優秀提案を決定します。

(2) 選定の基準

候補者の選定は、以下の評価項目を中心に総合的な観点から評価します。また、評価点が同点の案件について優先順位をつける場合は、委員における合議において決定するものとします。

必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。

審査の結果、要項等を遵守していないと判断される場合や事業の実現可能性を欠くと認められる場合、評価点が50点に満たない場合は、「失格」とすることがあります。

評価表

評価項目		配点
(1) 業務実績・事業計画に関する項目		
①	販売に対する意欲、姿勢、熱意（出店動機）	40点
②	事業の新規性、話題性（強み、セールスポイント）	
③	業務経験、実績、販売ノウハウ	
④	事業の継続性、確実性	
(2) 事業の運営に関する項目		
①	商品の内容、店舗演出	30点
②	業務体制・人員配置、接客サービス	
③	安全管理（食品衛生等）、環境への配慮	
(3) 財務に関する項目		
①	事業収支計画	10点
(4) その他		
①	市との連携	20点
②	地域に対する貢献	

9 最優秀提案の選定結果

選定結果は、令和8年10月中旬以降にすべての応募者に対して書面により通知します。

なお、選定内容及び結果についての質問、異議申し立て等については受け付けないものとします。

10 質問書の受付及び回答

応募に関する質問がある場合は、次のとおり文書の提出により行ってください。

(1) 質問の受付期限

令和8年9月25日（金）正午（必着）

(2) 質問の方法

質問はファクスまたはメールによることとし、項目 11 に示す連絡先あてに電話（072-674-0820）にて必ず到着の確認を行ってください。

なお、質問文書には、社名、回答を受ける担当部署名、氏名、電話、ファクス番号及びメールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、当該業務にかかる条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画内容等に関する質問にはお答えできません。

(4) 質問に対する回答

質問には、令和8年10月2日（金）までにすべての質問者に対して、ファクス番号またはメールにて回答します。

11 連絡先

〒569-1136 大阪府高槻市郡家新町48番8号

高槻市歴史にぎわい部歴史文化財室 今城塚古代歴史館

TEL：072-682-0820

FAX：072-682-0930

12 応募に当たっての留意事項

(1) 応募書類及び追加資料は、返却しません。

(2) 応募書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき、公開することがあります。

(3) 受付期間終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。

(4) 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(5) 個人情報の取扱について

提出された役員名簿に記載された個人情報については、「高槻市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理します。この個人情報については、「高槻市暴力団排除条例」第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及び暴力団密接関係者でない者に該当することの確認のため、警察へ照会する場合に使用します。なお、目的外利用することはありません。